

令和3年度優良従業員表彰実施要項

目的 和泉商工会議所会員事業所従業員の勤労意欲の高揚と資質の向上並びに商工業の振興発展に資する。

推薦事業所 和泉市内に所在する会社・工場・事務所・商店等で当所会員事業の資格であること。但し、当所会員事業所であれば委員会に諮り管外でもその資格を有することができる。

被表彰者の資格 次の各号に掲げる条件を備え、従業員の範と認められる者。
 1. 同一事業所に規定年数勤続していること。
 2. 勤務成績が優秀であり、経営に貢献していること。
 3. その他表彰に相当と認める業績のあること。
 4. 個人の家族従業員及び法人の役員は対象外とする。但し、兼務役員は除く。
 5. 過去に同年の表彰を受けた者は対象外とする。

表彰の範囲及び負担金 下記により賞状及び記念品を授与して行う。

表 彰	表彰区分	勤続年数	事業所負担金 注)	推 薦 人 員
市長・会頭	10年 優良従業員表彰	10年以上 20年未満	2,000円	<u>1事業所につき</u> <u>推薦優良従業員数</u> 従業員数 20人以下 1名 従業員数 50人以下 2名以内 従業員数 100人以下 3名以内 従業員数 200人以下 4名以内 従業員数 200人以上 5名以内
市長・会頭	20年 優良従業員表彰	20年以上 30年未満	3,000円	
日商・会頭	30年 特別優良従業員 表彰	30年以上	4,000円	

※ 勤続年数は、当該年度の4月1日を基準日として計算するものとする。

注) 負担金は推薦1名の金額です。(尚、商工会議所も同額以上の負担をさせて頂き、記念品に充当させていただきます。)

推薦方法及び表彰者の決定 1. 事業主並びに店主、又は商工業団体長（以下「推薦者」という）は、本要項にもとづき被表彰候補者を選定し、和泉商工会議所会頭に推薦する。
 2. 会頭は前号により推薦された者について、優良従業員表彰委員会に諮り、被表彰者を決定し、各事業所に通知する。

推薦手続き及び負担金 推薦書は和泉商工会議所の指定する期限内に事務局に申し込むこと。
 尚、被表彰者の決定を受けた後、負担金を和泉商工会議所に納めること。